



金 沢 市 公 報

号外第7号の16

平成23年(2011年)3月31日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

目 次	ページ	
選挙管理委員会告示		公平委員会規則
金沢市選挙管理委員会規程の一部改正について (選挙管理委員会)	1	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (公平委員会) 2
監査委員告示		消防局訓令甲
金沢市監査事務局規程の一部改正について (監査事務局)	1	金沢市消防署の組織に関する規程の一部改正について (消防総務課) 3
農業委員会規則		金沢市消防職員職名規程の一部改正について (") 4
金沢市農業委員会事務局規則の一部を改正する規則 (農業委員会事務局)	2	消防職員服務規程の一部改正について (") 4

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第22号

金沢市選挙管理委員会規程(昭和27年選挙管理委員会規程第13号)の一部を次のように改正する。

平成23年3月31日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

第4章中第15条の前に次の1条を加える。

(グループ)

第14条の2 委員会に、選挙グループを置く。

第15条の見出し中「及び職種名」を削る。

第15条の2第1号中「書記次長補佐」を「書記次長補佐 グループ長」に改め、同条を第15条の3とし、第15条の次に次の1条を加える。

(書記次長等)

第15条の2 委員会に書記長のほか書記次長を、グループにグループ長を置き、必要に応じ、委員会に書記次長補佐を置くことができる。

第16条第1項中「掌理する」を「掌理し、所属職員を指揮監督する」に改め、同条第2項中「補佐し」の次に「、所掌事務を掌理するとともに」を加え、同条第3項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 書記次長補佐は、書記長及び書記次長を補佐し、所掌事務を掌理する。

4 グループ長は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督するとともに、担任の事務を処理する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

監 査 委 員 告 示

●金沢市監査委員告示第1号

金沢市監査事務局規程(昭和39年監査委員告示第2号)の一部を次のように改正する。

平成23年3月31日

金沢市監査委員	篠	田	健
金沢市監査委員	中	島	秀雄
金沢市監査委員	玉	野	道

第1条の次に次の1条を加える。

第1条の2 事務局に、監査グループを置く。

第3条中「、事務局長」を「事務局長」に改め、「事務局次長補佐を」の次に「、監査グループにはグループ長を」を加える。

第3条の2第1号中「事務局次長補佐」を「事務局次長補佐 グループ長」に改める。

第4条第2項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

2 事務局次長（以下「局次長」という。）は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 事務局次長補佐（以下「局次長補佐」という。）は、局長及び局次長を補佐し、所掌事務を掌理する。

4 グループ長は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督するとともに、担任の事務を処理する。

第5条の2第1項中「事務局次長（以下「局次長」という。）」を「局次長」に改め、同条第2項中「事務局次長補佐」を「局次長補佐」に改める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

農 業 委 員 会 規 則

金沢市農業委員会事務局規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

金沢市農業委員会会長 朝 倉 忍

●金沢市農業委員会規則第1号

金沢市農業委員会事務局規則の一部を改正する規則

金沢市農業委員会事務局規則（昭和36年農業委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

第1条の2 事務局に、農業グループを置く。

第2条中「事務局次長補佐を」の次に「、農業グループにグループ長を」を加える。

第2条の2第1項第1号中「事務局次長補佐」を「事務局次長補佐 グループ長」に改める。

第3条第2項中「事務局次長補佐は」の次に「、局長を補佐し、所掌の事務を掌理するとともに」を加え、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 グループ長は、上司の命を受け、所掌の事務を掌理し、所属職員を指揮監督するとともに、担任の事務を処理する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

公 平 委 員 会 規 則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

金沢市公平委員会委員長 堀 口 康 純

●金沢市公平委員会規則第1号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表市長の事務部局の項中「矢木保育所」を「中村町保育所」に改め、「（東京事務所次長を除く。）」を削り、「防災管理監」を「危機管理監」に、「担当看護部長及び副室長」を「及び担当看護部長」に、「職員課担当課長補佐」を「職員課グループ長及び主査」に、「財政課担当課長補佐」を「財政課グループ長」に、「環境政策課担当課長補佐」を「環境政策課グループ長」に改め、同表教育委員会の事務部局の項中「主席管理主事」の次に「、主任管理主事」を加え、同表の備考第2項中「防災管理監」を「危機管理監」に改め、同備考第3項中「主席管理主事」の次に「、主任管理主事」を、「、主任管理主事」の次に「、主任管理主事」を加える。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

消 防 局 訓 令 甲

●金沢市消防局訓令甲第1号

消 防 局
消 防 署

金沢市消防署の組織に関する規程（平成8年消防本部訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

平成23年3月31日

金沢市消防長 山 田 弘

第4条第2項中「別表」を「次」に改め、同項に次の表を加える。

名 称	位 置
金沢市中央消防署味噌蔵出張所	金沢市兼六元町3番18号
金沢市中央消防署高尾台出張所	金沢市高尾台4丁目63番地
金沢市中央消防署泉野出張所	金沢市泉野出町2丁目1番7号
金沢市中央消防署小立野出張所	金沢市小立野2丁目41番40号
金沢市駅西消防署玉川出張所	金沢市玉川町9番11号
金沢市駅西消防署鳴和出張所	金沢市神宮寺2丁目11番12号
金沢市駅西消防署森本出張所	金沢市南森本町又33番地
金沢市金石消防署臨港出張所	金沢市大野町4丁目ソ16番地
金沢市金石消防署三和出張所	金沢市矢木3丁目105番地1

第6条中「消防署の」の次に「予防グループ（以下「予防グループ」という。）の」を加え、第1号から第5号までを削り、第6号を第1号とし、第7号から第13号までを5号ずつ繰り上げ、第14号を削り、第15号を第9号とし、第16号を第10号とし、第17号から第25号までを削り、同条に次の1項を加える。

2 消防署及び出張所のグループ（予防グループを除く。）の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 所属職員の教養及び服務に関する事項
- (2) 消防庁舎の維持管理に関する事項
- (3) 物品及び文書の保管に関する事項
- (4) 消防団に関する事項
- (5) 消防装備に関する事項
- (6) 自主防災組織が行う訓練の指導に関する事項
- (7) 消防警備及び警防関係諸計画に関する事項
- (8) 警防業務及び警防活動に関する事項
- (9) 救急及び救助業務に関する事項
- (10) 消防地水利に関する事項
- (11) 消防防災訓練に関する事項
- (12) 火災の原因及び損害調査に関する事項
- (13) り災等の証明に関する事項
- (14) 消防統計及び消防情報に関する事項
- (15) 施設見学に関する事項

第6条を第7条とする。

第5条の表に次のように加える。

グループ長	消防司令又は消防司令補
-------	-------------

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

第5条 次の表の左欄に掲げる消防署及び出張所に、同表の右欄に掲げるグループを置く。

消防署・出張所	グ ル ー プ
中央消防署	予防グループ 中央第1グループ 中央第2グループ
味噌蔵出張所	味噌蔵第1グループ 味噌蔵第2グループ
高尾台出張所	高尾台第1グループ 高尾台第2グループ
泉野出張所	泉野第1グループ 泉野第2グループ
小立野出張所	小立野第1グループ 小立野第2グループ
駅西消防署	予防グループ 駅西第1グループ 駅西第2グループ
玉川出張所	玉川第1グループ 玉川第2グループ
鳴和出張所	鳴和第1グループ 鳴和第2グループ
森本出張所	森本第1グループ 森本第2グループ
金石消防署	予防グループ 金石第1グループ 金石第2グループ
臨港出張所	臨港第1グループ 臨港第2グループ
三和出張所	三和第1グループ 三和第2グループ

- 前項の表の右欄に掲げるグループにそれぞれグループ長を置く。
- グループ長は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督するとともに、担任の事務を処理する。別表を削る。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

●金沢市消防局訓令甲第2号

消 防 局
消 防 署

金沢市消防職員職名規程（昭和63年消防本部訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

平成23年3月31日

金沢市消防長 山 田 弘

第3条第1項第1号中「課長補佐」を「課長補佐 グループ長」に改め、同条第2項中「又は出張所」を「、出張所又はグループ」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

●金沢市消防局訓令甲第3号

消 防 局
消 防 署

消防職員服務規程（昭和34年消防本部訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

平成23年3月31日

金沢市消防長 山 田 弘

第1条の次に次の1条を加える。

第1条の2 所属に服務指導主任を置き、課長補佐等及び出張所長の職にある職員をもって充てる。

- 服務指導主任は、職員の服務に関し、所属長を補佐し、職員に指導を行うものとする。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

平成23年(2011年)3月31日 印刷	発行人	金 沢 市
平成23年(2011年)3月31日 発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地 (株) 共 栄